

電気用品安全法に基づく技術基準等の課題の整理 (論点ペーパー)

平成 21 年 12 月 18 日
経 済 産 業 省
製 品 安 全 課

1. はじめに

平成 21 年 5 月 26 日に開催された第 14 回産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会において、電気用品安全法（昭和 36 年法律 234 号）の技術基準について、今後、事故情報原因分析を踏まえながら、2 本立ての技術基準の統合化、対象品目の整理合理化について、NITE とともに、学識者、関係業界等による詳細な検討を行っていくこととしている。

2. 我が国における電気用品規制の沿革

2.1. 電気用品取締法制定までの経緯

大正 5 年、電気用品製造工業の振興、奨励と製品の向上を図るため、逓信省電気試験所において「電気用品試験規則(逓信省令第 50 号)」を制定し、電気用品の依頼試験を応ずる制度を作ったことに始まる。

昭和 10 年には、逓信省が「電気用品取締規則(逓信省令第 30 号)」を制定し、同年 10 月から法規による電気用品の取り締まりが行われるようになった。この規則は、主として一般住宅等で用いられる絶縁電線、コード、電線管等の配線材料、配線器具及び家庭用電熱器、小形電動機、小形変圧器等 11 種類の電気用品を対象としていた。

具体的には、①電気用品を製造しようとする者は、主務大臣の製造免許を受けなければならない、②製造又は輸入する電気用品の型ごとに主務大臣の型式承認を受けなければならない、③型式承認を受けた電気用品には、型式承認番号、製造者名等を表示しなければならない、④型式承認を受けていない電気用品を販売したり、使用してはならないことなどを定めていた。

しかしながら、戦後の電化の普及と技術の発達などにより新しい電気用品が続出したが、これらの中には、取り締まりの対象となっていないものが相当あり、不良品も相当見受けられたこと、違法メーカーが活動する余地が多かったこと、型式承認に時間がかかり無表示品を製造販売する傾向があったことなどの問題が表面化してくるとともに、不良電気用品の取り締まりの根拠法規である電気用品取締規則には実情に即していない点が多いこと

から、同規則を廃止し、新法を制定することとなった。

昭和 36 年 11 月、新たに「電気用品取締法」が制定された。この法律は、「電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。」とされた。同法は、①製造事業者の登録、②型式の認可、③販売及び使用の制限、④指定検査機関などから構成された。

2.2. 電気用品取締法以降の経緯

電気用品取締法が制定されて電気用品の取り締まり体制が整備されたが、さらにその後も消費生活の向上と技術の進歩は著しく、電気用品の普及が一層進むとともに新製品の出現もますます増加した。しかしながら、依然として粗悪なものがしばしば見受けられ、感電や火災の事故を発生する原因となっており、昭和 40 年代に入っても続いた。

昭和 43 年、電気用品取締法の改正が行われ、電気用品を構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危害を発生するおそれが多い「甲種電気用品」とその他の「乙種電気用品」に分類し、甲種を政府認可が必要なもの、乙種を自己確認によるものとして規制を 2 段階にした。

2.3. 電気用品取締り行政の国際化

昭和 50 年代に入ると、電気製品の国際的な流通が盛んになり 50 年代後半には GATT スタンダード協定上の要請、諸外国からの要請等を踏まえ認証手続きにおける内外無差別を法的に確保する必要が生じた。

このため、昭和 58 年に電気用品取締法の一部が改正され、①外国登録製造者の登録、②外国登録製造事業者に対する型式の承認、③輸入事業者のみなし型式認可が追加となった。

また、技術基準について、従来の技術基準を 1 項基準、国際電気標準会議（IEC）規格との整合化を図ったものを新たに 2 項基準として制定することとなった。

2.4. アクション・プログラムによる電気用品取締り行政の一層の国際化

昭和 60 年、政府が決定した「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を受け、電気用品取締法に関し、次の事項が決定された。

- ①甲種電気用品から乙種電気用品への移行
- ②外国検査機関の指定
- ③技術基準について、国際規格である IEC 規格との整合化

2.5. より一層の国際整合化と自己責任原則への移行

平成 7 年に、平成 6 年 7 月の閣議決定「今後における規制緩和の推進等について」を受け、甲種電気用品を乙種電気用品へ大幅な移行を行う政省令改正を行った。これを受け乙種電気用品については、㊦マーク等の表示義務を廃止した。

また同年施行された製造物責任法（PL法）契機とする自己責任原則の移行、安全確保体制の国際統合化を契機に、政府認証から自己認証を基調とする制度に移行するとともに、第三者機関の活用が求められるようになってきた。

電気用品の技術基準のより一層の国際統合化については、平成10年、2項基準にIEC規格を大幅に取り入れる見直しを行った。

2.6. 電気用品取締法から電気用品安全法へ

平成11年8月、「通商産業省関係の基準・認証等の整理及び合理化に関する法律」が制定され、電気用品取締法についても、政府による認証制度を廃止し、事業者の自己責任を基本とした適合性検査制度を新たに導入するなど、同法の趣旨に沿った改正が行われることとなった。

平成11年8月改正、平成13年4月1日から施行の「電気用品安全法」の改正点は、以下のとおりである。

①法律名を「電気用品取締法」から「電気用品安全法」へ改称

②法律の目的の変更

電気用品の安全性の確保に関する事業者の自主的な活動の促進を目的に追加した。

③政府認証制度の廃止に伴う検査記録作成保存義務及び適合性検査制度の創設

政府認証を廃止し、甲種電気用品から移行する特定電気用品の製造、輸入に当たっては、その安全性について、事業者が自己責任原則の下、民間の検査機関による適合性検査を受けなければならないこととした。

④表示

流通後措置の実効性確保の観点から、特定電気用品に加え、特定以外の電気用品にも所定のマーク等の表示の義務を課すことにした。

⑤認定検査機関及び承認検査機関の導入

公益法人以外にも適合性検査の検査主体となる制度を構築した。

⑥市場流通後措置の充実

電気用品が技術基準に適合していない場合等において、危険又は障害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合、当該電気用品の回収を図ること等必要な措置を命ずることができる危険等防止命令を規定した。

⑦罰則の強化

2.7. 認定・承認制度から登録制度への改正

平成14年3月29日閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成15年6月法律第76号）」が制定された。

これを受け、電気用品安全法における適合性検査実施主体関連について、次のような改

正がなされた。

- ①認定・承認制度を廃止し、登録制とした。
- ②登録の基準は、国際的な製品認証のための基準である ISO/IEC ガイド 65 とした。

2.8. PSE 表示制度の見直し

平成 13 年に電気用品安全法が施行された際の経過措置として、旧法の甲種電気用品の表示が付された電気用品については、販売の猶予期間を設け、その終了後は、製造、輸入事業者が新法に基づく検査を行い、PSE マークをつけなければ販売できないこととされていた。

平成 19 年、旧法に基づく表示が付された電気用品と新法に基づく安全性が同等である実態が明らかになったことと等に鑑み、旧電気用品取締法に適合していれば、PSE マークが表示されているとみなす改正を行った。

また、事故が多発していたリチウムイオン蓄電池も電気用品に追加された。

これまでの電気用品の品目数の変遷を「図 1 電気用品指定品目数の変遷」に示す。また、PSE 制度の変遷を「図 2 PSE 制度の変遷」に示す。

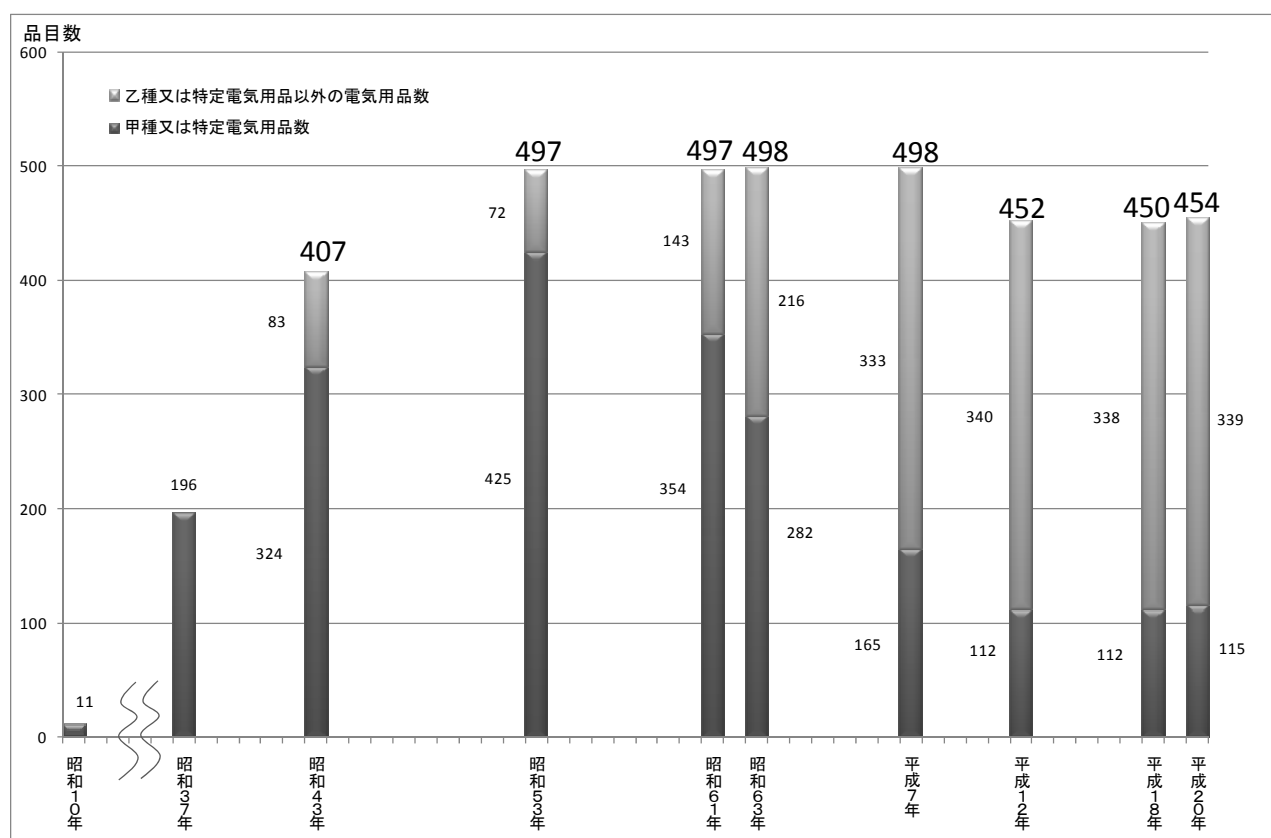


図 1 電気用品指定品目数の変遷


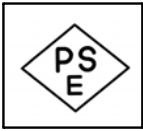


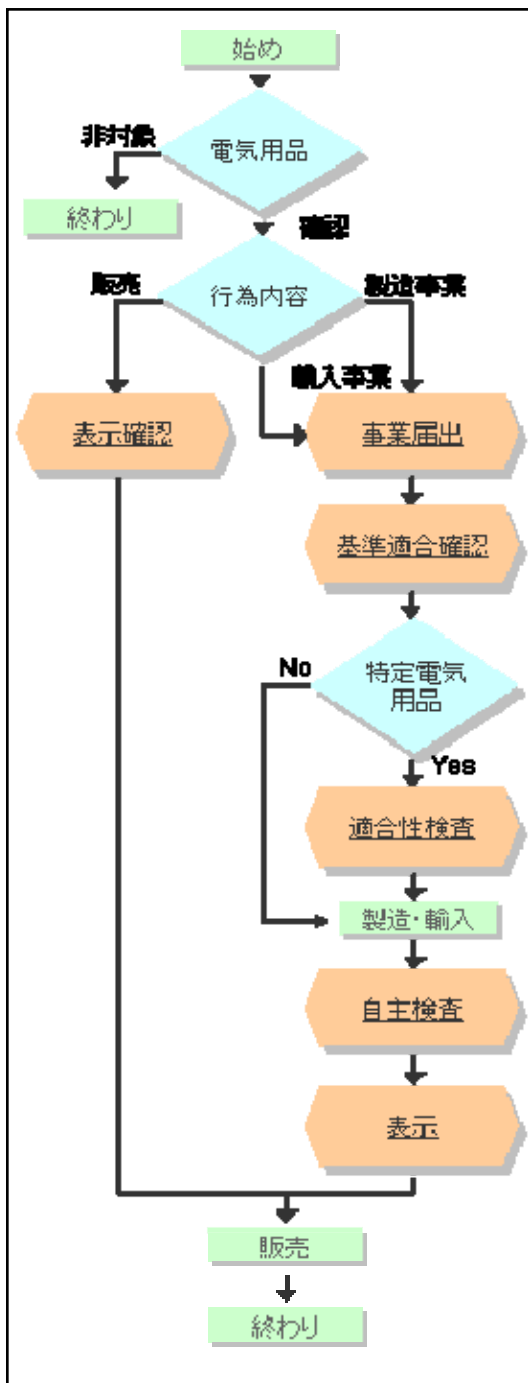
		電気用品取締法(旧法)		電気用品安全法		
		~2001年3月		2001年4月 ~2006年3月 (経過措置期間)	2006年4月 ~2007年3月 (経過措置5年モノ 期間終了後)	2008年4月~ (経過措置7年モノ 期間終了後)
製造事業者・ 輸入事業者	甲種	○技術基準適合義務 (国の型式認証) ○全数検査の実施と 検査記録保存義務	 ・定格電圧 100V ・定格電流 12A ・定格周波数 50Hz	特 定	○技術基準適合の義務。(第三者検査機関による証明) ○全数検査の実施と検査記録保存義務	
	乙種	○技術基準適合義務 (自己適合宣言) ○違反時は命令(直罰無し)	 ・定格電圧 100V ・定格電流 12A ・定格周波数 50Hz	以 外 特 定	○技術基準適合義務。(自己適合宣言) ○全数検査の実施と検査記録保存義務 ○違反時は直罰	
販売 事業者	新品			○PSEマーク表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。 ○違反時は直罰		
	中古品	○旧法の表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。 ○違反時は直罰		○旧法表示をPSEマーク表示とみなす。 (経過措置)		○旧法表示を、PSEマーク表示とみなす。(制度改正)
	ビンテージ品			○電安法第27条第2項に基づく大臣承認を受ければ、PSEマーク無しでの販売を認める。 (経済産業省通達(平成18年3月14日プレスリリース))		

図 2 PSE制度の変遷

3. 電気用品安全法の目指すべきところ



前述のとおり、電安法は、規制緩和の流れに沿って平成 11 年に電気用品取締法を改称して制定されたものである。

規制緩和の狙いは、国による関与を弱め、事業者の自己責任による安全規制にある。

こうしたことを踏まえ、電安法第 1 条(目的)は、次のように規定している。

(目的)
 第一条 この法律は、**電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。**

このことからわかるように、民間事業者の自主的な活動を促進することにより電気用品の危険及び障害の発生を防止することがとりわけ重要である。

その例として、電安法第 8 条、第 9 条では、電気用品の技術基準適合確認は、届出事業者による自己確認を基本としており、さらに特定電気用品の場合は、登録検査機関による適合性検査を行うダブルチェック体制となっている。

電気用品安全法における手続きの流れを図 3 に、電気用品安全法の抜粋を表 1 に示す。

図 3 電気用品安全法における手続きの流れ

表 1 電気用品安全法(抜粋)

○電気用品安全法

(昭和三十六年十一月十六日)

(法律第二百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 一般用電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
- 二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
- 三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいう。

(基準適合義務等)

第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の電気用品を製造し、又は輸入する場合には、経済産業省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - 二 試験的に製造し、又は輸入するとき。
- 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(特定電気用品の適合性検査)

第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

- 一 当該特定電気用品
 - 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

4. 現状と課題

4.1. 概要

特定電気用品、電気用品は、それぞれ115品目、339品目、合計454品目に及んでいる。しかしながら、指定品目について、既に使われなくなったものや、詳細さにばらつきがある一方、日進月歩する電子応用製品や情報機器など、「一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料」でありながら、政令指定されていないものなど、電安法第2条でいう電気用品と実運用面で齟齬がみられている。

こうした状況の下、登録検査機関やメーカーは指定品目に該当するか否かに強い関心が注がれている現状に対して、電安法の目的である「電気用品による危険及び障害の発生の防止」に関し、電気用品に存在するリスクに応じた安全確保策について関係者間で共有していく必要がある。

技術基準については、昭和58年以来電気用品取締法施行時から構築されてきた国内独自の1項基準と、国際規格に準拠した2項基準の二本立てとなっている。他の保安法については、平成6年7月の閣議決定「今後における規制緩和の推進等について」を受け、平成9年ごろから技術基準を詳細な仕様規定から性能規定に改正し、仕様規定は、民間基準に委ねる仕組みが構築されてきている。しかしながら、電安法技術基準は、仕様に関する規定が多く残されており、民間活力を活かした柔軟なものとしていく必要がある。

こうした問題点を整理することにより、電気用品に対する安全規制の合理化を行い、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を一層促進していくことが必要である。

4.2. 問題点の整理

現行の技術基準等の運用に関する諸問題を整理し、「表2 電気用品安全法の技術基準等に関連する問題点の整理」に取りまとめた。

表 2 電気用品安全法の技術基準等に関連する問題点の整理

1. 関係者は電気用品が対象・非対象に該当するか否かに専ら関心が注がれているが、そもそも現行ルールでは品目の選定に当たって、安全上の重要度という着眼点が十分に整理されていないこと。
2. 国、届出事業者、登録検査機関の役割分担を電気用品安全法の趣旨を踏まえて明確化していくとともに、安全確認の実施主体、安全確認について再整理する必要があること。
3. 昭和 10 年以來、電気用品の指定品目を順次追加してきているが、電気用品を取り巻く社会環境が激変し続けていることに対して、「電気用品による危険及び障害の発生を防止すること」を担保することに関し、現行の品目指定等の法的仕組みでは柔軟な対応が困難になってきていること。
4. 1990 年代後半から安全規制においては、規制緩和の流れを受け、技術基準を性能規定化している。一方、電安法は仕様規定が多く残っていることから、運用の柔軟性に欠けていること。
5. 電気用品のうち、輸入品の占める割合が高まってきている中、技術基準についての国際整合性が必要となってきた。現行ルールでは、日本独自の 1 項基準と、国際規格に準拠した 2 項基準が混在した複雑な技術基準体系となっており、電安法の目的である「電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進する」ためにも体系の整理を行う必要性が高まってきていること。

5. 検討項目について

前項を踏まえ、次に示すような技術基準などの運用面での問題点の抽出を行うとともに、問題点を解決するための方策の検討を行い、それらを「マスタープラン」として来年度前半を目途に取りまとめることとしたい。

(1) リスクに応じた安全規制の具現化の検討

- 今後の電気用品の指定区分の検討
 - リスク情報の活用方策
 - 大括り化
 - ネガティブリスト化

(2) 今後の技術基準の検討

- 国際整合性を踏まえた 1 項基準、2 項基準の統合化の検討
- 技術基準の機能性化の検討
 - 仕様基準から性能基準への移行
 - 基準の階層化
 - J I S の活用など

(3) その他

- 安全検査の検討
- その他必要な検討

(4) 現行電気用品安全法技術基準改正案に対する検討

6. スケジュール

○第1回検討会

開催予定：平成21年12月18日

審議内容：電気用品安全法における問題点の整理

○第2回検討会

開催予定：平成22年3月上旬

審議内容：課題の整理と解決の方向性（マスタープラン素案）の検討

○第3回検討会

開催予定：平成22年5月

審議内容：マスタープランに盛り込むべきあるべき姿の検討

○第4回検討会

開催予定：平成22年7月

審議内容：中間報告作成